機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010070	―	―	―	記載事項
0010070	―	―	―	枚数
0010070	―	―	―	発行番号
0010070	―	―	―	発行端末名、操作者ID
0010070	―	―	―	処分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録）
0010256	―	―	―	常用平易な文字（戸籍法第50条第１項に規定する常用平易な文字）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第３条第１項及び第２項又は第４条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	―	―	―	そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010329	―	―	―	CSに対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信ができること。
0010329	―	―	―	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会及び一覧表への印字ができること。
0010329	―	―	―	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信ができること及び再送信の際は異動事由又は印刷区分を変更して送信できること。
0010329	―	―	―	CSとの疎通状況を確認できること。
0010329	―	―	―	送信データを手入力でも補完でき、送信できること。
0010329	―	―	―	一時的に手動連携に切り替えることができること。
0010329	―	―	―	管内本籍者と管外本籍者について、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること。
0010329	―	―	―	国外への転出の場合における転出市区町村からの、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること。
0010329	―	―	―	転入等、職権記載等、転出（国外転出）、職権消除等、転居、職権修正等、住民票コード変更請求及び出生・帰化による住民票コードの職権記載時の戸籍の附票記載事項通知の自動送信（＝情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴う対応。初期突合開始日に送信対象となる。）ができること。
0010329	―	―	―	異動処理に基づいた前住所地（未届地・最終住民登録地を含む。）への転入通知（住民基本台帳法第９条１項通知）の自動送信ができること。
0010329	―	―	―	住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込、一覧表への印字ができること。
0010329	―	―	―	住基ネット統一文字との変換が管理できること。
0010329	―	―	―	CSへ連携できなかった場合のエラー表示ができること。
0010330	―	―	―	指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。
0010579	―	―	―	選挙人名簿における投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項
0010579	―	―	―	国民健康保険の被保険者記号・番号
0010579	―	―	―	後期高齢者医療の被保険者番号